

埼玉県入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業実施要綱

1 事業目的

こどもが入院した際に家族が付添いをする場合、当該家族に対する十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。

県は、こうした状況を踏まえ、こどもの心身の健やかな成育の確保や家族の身体的・精神的負担の軽減の観点から、こどもやその家族が安心して入院生活を送ることができるようにするための環境改善を図る。

2 補助対象

県内に所在し、小児科病棟又は小児患者に係る病棟を持つ医療機関（以下、「医療機関」という。）

3 事業内容

入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の（１）または（２）の取組を行う医療機関に対して必要な経費の一部を補助する。

（１）環境改善のための医療機関内の修繕の実施

こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。

（２）環境改善のための物品等の購入

こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド及び寝具等や、家族が付添い中に食事するための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族がこどもの付添いができない場合において、こどもが家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

4 事業の対象期間

3の（１）の事業については、補助対象年度において修繕に着手し完了したものを対象とする。

5 対象事業の制限

本事業による補助は、1つの医療機関において、3の（１）及び（２）のそれぞれで、一定期間（10年間）につき1回限りとする。

6 補助金の交付

県の本事業の実施に要する経費については、予算の範囲内で補助するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、当事業の施行に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。